

# 虐待防止のための指針

有限会社マサノリ

## 1. 事業所における基本的な考え方

有限会社マサノリが運営する児童発達支援・放課後等デイサービス こもれびでは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の防止及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

## 2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

### (1) 虐待防止委員会の設置

虐待の発生防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次の通り「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置します。なお、本委員会の統括責任者は施設長とし、管理者兼児童発達支援管理責任者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。

委員会は、担当者が招集します。（年1回以上。必要時はその都度開催。）

委員会の審議事項等は次の通りです。

- ・虐待防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

### (1) 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ・虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・発生した場合の改善策

### (2) 実施は年1回以上行います。また、新規採用時には、必ず虐待防止のための研修を実施します。研修の実施内容については、紙面または電磁的記録などにより保存します。

(3) 研修の実施内容については、研修資料・出席者等を記録し紙面により保存します。

#### 4. 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

#### 5. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

職員等が他の職員による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が、担当者本人であった場合は、運営責任者に相談します。

担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、運営責任者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

事実確認の結果、虐待の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、必要な措置を講じます。

上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

#### 6. 指針の閲覧について

この指針は、事業所にて閲覧ができます。また、当事業所のホームページにも公表し、積極的な閲覧の推進に努めます。

#### 附則

本指針は、令和4年4月1日より施行する。